

**茨城県立歴史館令和4年度春の特別展「鹿島と香取」広報物作成及び広報宣伝業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 事業の概要

(1) 業務名

茨城県立歴史館令和4年度春の特別展「鹿島と香取」広報物作成及び広報宣伝業務委託

(2) 業務の目的

茨城県立歴史館（以下、「当館」）令和4年度春の特別展「鹿島と香取」においては、告知物（チラシ、ポスター、バナー等）ならびに SNS や WEB 等を活用した情報発信により、茨城県鹿行地域や千葉県香取地域をはじめ、広く全国に向けて展覧会の情報を周知して誘客促進を図る。本業務は、博物館の広報事業のうち広報物のデザイン・作成のほか、広報のコンサルティングや実施を専門事業者へ委託し、より効果的な施策を実施するためのものである。

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 業務内容

「茨城県立歴史館令和4年度春の特別展「鹿島と香取」広報物作成及び広報宣伝業務委託仕様書」のとおり

2 見積限度額

2,979,020 円（消費税および地方消費税の額を含む）

3 プロポーザル方式の方法及び採用理由

本業務は広報物制作のほか、統計分析に基づいた戦略的情報発信という専門性が求められるため、単に価格のみによる競争では目的が達成されない可能性がある。このことから、本業務を遂行できる最適な事業者を選考するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、プロポーザル方式（公募型）により募集し、業者の選定を行う。

4 参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 過去に茨城県域ないし千葉県域に所在する組織の広報事業に携わった経験があること。とりわけ、茨城県鹿行地域または千葉県北総地域における広報経験があることが望ましい。
- (2) 登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設、歴史・文化・芸術等をテーマとする施設、あるいは観光事業等、いずれか一つの施設ないし事業での広告宣伝業務に関わった経験を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

5 質問と回答

委託業務ならびにプロポーザルに関する質問は、別紙「質疑書」（様式3）により、郵送または電子メールに添付して質問すること。質疑と回答の内容は当館ホームページ（<https://rekishikan-ibk.jp/>）

に掲載する。なお、この質疑は、この質疑書のみによるものとし、電話、口頭などでの問い合わせや受付期間外の質疑は受けつけない。

※提出書類に関する質問については、以下 8 (3) を参照のこと。

(1) 提出期限

令和 4 年 10 月 6 日 (木) 17 時 (必着)

(2) 提出先

茨城県立歴史館 史料学芸部学芸課 薮政人

〒310-0034 茨城県水戸市緑町 2-1-15

E-mail : daihyou@rekishikan.museum.ibk.ed.jp

(3) 回答期限

令和 4 年 10 月 7 日 (金) 17 時まで

6 参加申込および参加要件の確認

(1) 参加申込

① 提出書類

(i) 参加意思表明書兼誓約書 1 部 (様式 1)

(ii) 事業者概要及び事業実績 1 部 (様式 2)

※必要に応じて、事業者概要の分かるパンフレットや個々の事業の分かる成果物等を添付すること。

② 提出方法

持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)で受け付ける。なお、郵送の場合、封筒の表に「プロポーザル参加申込書在中」と明記すること。

③ 提出期限

令和 4 年 10 月 12 日 (水) 12 時 (必着)

④ 提出先

茨城県立歴史館 史料学芸部学芸課 薮政人

〒310-0034 茨城県水戸市緑町 2-1-15

(2) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類による資格要件の確認後、令和 4 年 10 月 14 日 (金) 17 時までに、確認結果を申込者に電話、電子メール等により通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日 (土日、祝日を除く。)以内に、書面により、当館に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

② 当館担当者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日 (月曜日を除く。)以内に書面により回答する。

(4) その他

参加意思表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式4)にて当館まで申し出ること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

7 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本手続に関する資格を失うことがある。

- (1) 提出書類の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (2) 企画提案書の記載が次項作成要領に適合していないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提出書類に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 応募者が、受託者を特定するまでの間、委員会に対する公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (7) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じた場合
- (8) その他、当館がふさわしくないと判断した場合。

8 企画提案書の作成

(1) 企画提案書作成上の基本事項

本プロポーザルは、業務における実施方針や実施手法について提案を求めるものであり、当該業務の成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。仕様書にある「業務の内容」の詳細については、契約後に提示するものとし、提案書に記載された考え方や具体的な取組方法を反映しつつ、当館と協議の上、業務を開始することとする。

(2) 提出書類

- ・企画提案書 1部及びその写しを9部

別紙1「茨城県立歴史館令和4年度春の特別展「鹿島と香取」広報物作成及び広報宣伝業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領」を参照のこと

(3) 提出書類作成に関する質問等

① 質問方法

質問書(任意様式)に質問事項を記載のうえ、持参、郵送、または電子メール添付により提出すること。

② 期限

令和4年10月20日(木)17時まで

③ 質問書の提出先

茨城県立歴史館 史料学芸部学芸課 薮政人

〒310-0034 茨城県水戸市緑町2-1-15

E-mail: daihyou@rekishikan.museum.ibk.ed.jp

④ 回答

令和4年10月21日(金)17時までに、参加業者すべてに郵送または電子メールにて送付する。

(4) 提出期限

令和4年10月28日(金)17時(必着)

(5) 提出方法

企画提案書の提出については、持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)で受け付ける。

(6) 提出先

茨城県立歴史館 史料学芸部学芸課 薮政人

〒310-0034 茨城県水戸市緑町2-1-15

E-mail : daihyou@rekishikan.museum.ibk.ed.jp

(7) 留意事項

- ①企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
- ②選定された者の企画提案書に係る著作権及び肖像権については、契約締結時に当館に移転する。選定されなかった者の企画提案書に係る著作権及び肖像権については提案者に帰属する。企画提案書に係る著作権及び肖像権について問題が生じた場合は、提案者が解決するものとする。
- ③上記4の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。
- ④企画提案書等の提出後、個別事項に疑義がある場合は、実行委員会から質問することがある。
- ⑤企画提案書は1社につき1案とし、複数の提出を行うことを禁止する。

9 評価基準及び審査方法

(1) 審査方法

①別紙2「茨城県立歴史館令和4年度春の特別展「鹿島と香取」広報物作成及び広報宣伝業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、「鹿島と香取」の広報業務に係る業者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。この委員会において、各社の企画提案書に基づきヒアリング(応募者によるプレゼンテーション及び質疑)を実施し、下記「評価基準」に基づき審査を行う。

(i) 実施日時 令和4年11月9日(水)14時頃(決定次第通知)

(ii) 実施場所 茨城県立歴史館 第一講座室

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、プレゼンテーションなどの審査方法をWEB会議で実施する可能性がある。方法については、追って参加業者すべてに郵送または電子メールにて送付する。

(iii) 実施方法

- ・参加者においては提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施し、提案内容を説明する。また、これに対する質疑に応答する。事前に提出された企画提案書以外の資料を使用する説明は認めない。
- ・ヒアリング(プレゼンテーション)の順番は、企画提案書の提出順とし、時間割等は別途通知する。
- ・各社のプレゼンテーション時間は25分以内とし、その後、質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションの方法について指定はない。パワーポイントによるプレゼンテーション

は可能であるが、パワーポイントのデータが入ったパソコン等を持参すること。

②審査会は、以下の「評価基準」に基づき、各審査員が個別に審査採点し、その点数を合計する方法により得点を算出する。最も高い得点を得た者を最優秀提案者として選定し、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。評価点が同点で最優秀提案者が複数となった場合は、「9 評価基準及び審査方法」(2) の評価基準に記載している優先順位が高い項目の点数をより多く取得した業者を最優秀提案者とする。

③審査会への参加に係る旅費等の費用は提案者の負担とする。

④審査において次のいずれかに該当することが判明した場合は、その提案者は失格とする。

(i) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ii) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(iii) 本実施要領及び関係法令において違反した場合

(2) 評価基準

評価項目	審査の内容	評価点	優先順位
応募者の経歴・状況	提案者の実績はどうか ①過去5年間に同種業務の実績がある ②過去5年間に類似業務の実績がある	10点	8
	③過去の実績について成果が表れているか ④計画どおりに事業が展開されたか	10点	9
	業務内容を正確に把握し、的確に提案がなされているか	10点	1
	独自性と創造性があり、かつ企画力と実現性を有した提案がなされているか	10点	2
提案の妥当性	業務に関する独自の調査・研究等が反映された企画内容になっているか	10点	3
	提出された見積書の金額は適当であるか	10点	10
	スケジュールの進行管理、進め方(手順、手法)は適切であるか	10点	5
進め方の妥当性	業務を実施するために必要な体制が確保されているか	10点	4
	積極的に取り組もうとする意欲を感じられるか	10点	7
発展性	成果品により博物館が発展する可能性があるか	10点	6

10 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、全ての参加者に文書で通知する。また、公表しない審査結果内容についても、公益財団法人茨城県教育財団情報公開規程に基づく開示請求があった場合には開示の対象

となる。ただし、審査結果に対する異議の申し立て、質問等は受け付けない。

11 契約の締結

- (1) 最優秀提案者と当館が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は当館が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もある。
- (2) 契約金額は協議結果による仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し、決定する。
- (3) 最優秀提案者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、その者とは契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行うものとする。
- (4) 契約事業者は、公益財団法人茨城県教育財団会計処理規程第 46 条の規定により契約保証金を納めることとする。ただし、公益財団法人茨城県教育財団会計処理規程第 46 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

12 日程

- 9 月 27 日（火） 公募開始
- 10 月 6 日（木） 委託業務、プロポーザルに関する質問の締め切り
- 10 月 7 日（金） 委託業務、プロポーザルに関する回答を当館ホームページに公開
- 10 月 12 日（水） 参加意思表明書兼誓約書の提出締め切り
- 10 月 14 日（金） 参加資格通知
- 10 月 20 日（木） 提出書類作成に関する質問の締め切り
- 10 月 21 日（金） 提出書類作成に関する質問の回答
- 10 月 28 日（金） 企画提案書提出締め切り
- 11 月 9 日（水） 審査委員会（ヒアリング）
- 11 月 15 日（火） 審査結果通知

13 留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（当館及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはない。
- (4) 提出された企画提案書は、公益財団法人茨城県教育財団情報公開規程に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同規程により非開示となるので、提出書類該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙（様式 5）により提出すること。なお、開示・非開示の判断は別紙（様式 5）を参考に、同規程に基づき当館が客観的に判断する。

14 問い合わせ先

茨城県立歴史館 史料学芸部学芸課 蔀政人
〒310-0034 茨城県水戸市緑町 2-1-15

TEL : 029-225-4425 FAX : 029-228-4277

Email : daihyou@rekishikan.museum.ibk.ed.jp